

発達障害学生に対する授業における 合理的配慮についての一考察

栗田 明子*

* 帝京短期大学 生活科学科

要 旨

本論文は、発達障害のある大学生に対して、特に授業場面においてどのような支援が合理的配慮として考えられるかを論じている。発達障害は大学や大学院であらわれやすいが、この理由として、それまでの環境より自己責任の度合いが高まること、大学での学習内容がゼミナールや実習など発達障害の人に苦手なものがあるためと考えられる。障害者差別解消法が施行されたことで、授業における合理的配慮にどのようなものがあるか考察する。

キーワード：発達障害、合理的配慮

I はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が2016年4月に施行された。この法律では、障害者差別として「合理的配慮の不提供の禁止」が定められ、合理的配慮は国公立大学では法的義務、私立大学では努力義務となった。このことから、各大学では支援体制が整備されつつある。具体的には、平成25年4月の内閣府ホームページ¹⁾にある「障害者差別解消法第7条の2」に以下のように示されている。

行政機関等は、その事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

これを踏まえると、合理的配慮を求め実現していく過程について、古井²⁾は、まず自分に障害があるという認識を持ち、学習場面において自分のニーズを把握し、障害のために疎外されていること、すなわち社会的障壁について理解する。続いて、社会的障壁に対して必要な配慮は何かを具体的に把握し申し出ることが求められるとしている。しかし、障害の種別によっては、意思の表明が困難な者もいることを踏まえ、大学の障害学生支援規則などでは、第3者が彼らのニーズを理解し、選択肢の提示や丁寧な情報提供について検討する必要があるとされているという²⁾。

例えば、発達障害の学生は自身の障害に気づいていないことも多い。それまでの学校生活において、学習

面で何らかの難しさがある場合は気づきやすいが、生活面や社会面での難しさが比較的小さい場合は気づきにくいこともあるからである。では、大学生活でこれらのニーズが顕在化しやすい理由はなぜだろうか。この理由について、大学生活とそれまでの学校生活の違いについて、発達障害の視点から整理する。まず、小学校から高校までの学校生活では、学級全員が同じ時間に同じ活動をするので、発達障害の学生にとっても時間の過ごし方が比較的わかりやすい。大学では、どの科目を履修するのか、教室変更や移動、休み時間の過ごし方など色々なことが自由、言い換えれば自己責任になる。

次に、大学における特色としてゼミナールがあげられる。ゼミナールでは通常、教授の指導のもと、少人数の学生が特定のテーマについて報告・討論する。一問一答式に答えがはっきりとしていない問題に対して、自分なりの考えでアプローチしていかなければならない。発達障害者は、記憶力・知識量に優れているが、それを「どう考えるか」という問いを苦手とする傾向がある。そのため、ゼミナールでつまづく経験をする人がいる。

そして、取得する資格・免許によっては実習がある。実習は、講義で学んだ技術や方法を現場で実物を使って学ぶ教授方法である。一般的に、「なぜこのような言動をとったのか説明しなさい」「どうすればより良かったか考えなさい」と、本人に自分の言動について考えさせることを目的として指導が行われる。実習は、自身の言動についての客観視が必要で、指導も個別具体的ではないために発達障害者には難しい可能性がある。これらのことから、発達障害の学生は大学生活でつまづくことがある。筆者は厚生労働省の実施

する「若者サポートステーション」で、発達障害のある利用者についてのスーパーバイズを行っているが、「それまでは問題なかったのに、大学・大学院時代に急にうまくいかなくなった」と相談に来る人が一定数いると感じている（就職してからの不適応を訴える人も多い）。

では、こうした発達障害の学生に、これまでに大学で行われてきた配慮としてはどのようなものが多いのだろうか。日本学生支援機構³⁾によると、平成26年度（2014年度）の発達障害学生への授業での支援内容は、注意事項等文書伝達（108校）、休憩室の確保（89校）、実技・実習配慮（82校）、教室内座席配慮（76校）、試験時間延長・別室受験（55校）が上位5項目であり、授業以外の支援では、保護者との連携（437校）、学習指導（履修方法、学習方法等）（400校）、専門家（臨床心理士等）による心理療法としてのカウンセリング（371校）、社会的スキル指導（対人関係、自己管理等）（335校）、進路・就職指導（292校）が上位5項目であった。

この結果を見ると、授業に関する支援よりも、授業以外の支援のほうが行われていることがわかる。このことはつまり、大学などの高等教育機関に進学する発達障害者は、授業についてはおそらくある程度やっていけるが、それ以外の自己管理やメンタル面、就職活動に関して問題が起きやすいということがあろう。現状においては、西村⁴⁾によれば、同機構の調査³⁾において、「授業支援」として「配慮依頼文書の配布」が全体の40.9%となっているが、授業に直接関わる合理的配慮の提供等、具体的な項目まで明らかにされていないという。しかし今後、教職員の側に発達障害の学生の存在が認知されるようになってきたことで、授業そのものに関する支援のノウハウも積みあがっていくことと思われる。そのような状況において、彼らの授業におけるニーズはどのようなものがあり、どのような合理的配慮ができるのか、筆者が個人的に見聞した体験をもとに考えてみたい。

Ⅱ 発達障害学生の行動特徴と考えられる合理的配慮

筆者は、近年発達障害を臨床上の専門としており、週の半数は臨床活動を、週の半数は大学で各種の心理学の講義を担当する教員生活を送っている。具体的には、心理学科をはじめとして教育学科、福祉学科、看護学科などの関連諸領域の学科で教えている。同時にスクールカウンセラーとしての業務も行っている。普段の業務の合間には、担当科目や業務内容から、学生本人や教員から相談を受けることが多い。そのように

して見聞したいいくつかの発達障害と思われる事例について、個人が特定できないよう、本質を損なわない程度に改変を加えてエピソードをまとめることとした。

以下に示す（1）から（9）までの小見出しは、発達障害の代表的な行動特性である。大学生活ではどのようにあらわれるかを含めて説明している。【行動特徴】は、実際にどのようなエピソードがあったのかを示した。社会性に関する特性など、多くの学生が示していたものは、①から④までエピソードがあるものもある。【合理的配慮】は、筆者自身が対応したものもあるが、他の教員からの相談に対して提案したものもある。また、実習など簡単に配慮事項が出てこないものもあり、そういった場合は検討段階のものもある。矢印（→）は、そうして示した配慮の実現可能性や、現実的な困難などをまとめた。

1. 時間感覚

特異な時間感覚を持っている人がいる。その場合、「9時に始まる」としたらぴったり9時に来て、授業が始まるタイミングで荷をほどこき必要なものを出す等の行動になる。状況を読むことも通じるが、周囲の動きに合わせて行動しないことで、いわゆる「マイペース」な行動になる。また、純粹に一つ一つの行動について速度が遅いということもある。

【行動特徴】遅刻や欠席が多い。注意しても毎回遅刻してしまう。場合によっては単位を落とすまでになってしまう（福祉学科、臨床検査学科、男子学生）。

【合理的配慮】都度、何回休んでいるかを伝え、注意を促す。「9時に始まる場合は9時に来ればよいのではなく、交通機関の乱れがある可能性も考えて10分以上早めに家を出る」ことなどを具体的に伝えて習慣づけることが必要だろう。保護者と出欠席の情報を共有して、朝本人を起こして登校させるなどしてもらっても良いかもしれない。

→考えられることとしては、本人の了解を得てから保護者と情報を共有することになるが、そこまでは合理的配慮から逸脱することにならないかということである。また、一人暮らし等で物理的に保護者の協力を得られない状況ということもあり得る。さらに、各教員が一人ずつ動くことは非効率かつ不可能（非常勤教員の場合）であるため、情報を集約し職員やクラス担任が対応にあたるのが現実的であろう。

2. 整理整頓・身だしなみ

自分自身を客観的に見る能力である「メタ認知」が苦手な人がいる。その場合、シャツの襟が片方しか出ていない、シャツのすそがズボンからはみ出ているなど、入浴をあまりせず体臭がするなど、身の回りのこ

とに気が回らない。また整理整頓という点でいうと、必要な物と必要でない物の仕分けをしないので、何でも入れるファイルに無造作に入れ、それを大きなカバンに入れて持ち歩く。

【行動特徴①】持ち物が多い。書類は整理せずに全部同じファイルに突っ込んであってしわくちゃになっている。それゆえ、肝心なものが見つけれられないこともある（教育学科、男子学生）。

【合理的配慮】提出する必要があるなどの重要な書類は色のついた紙に印刷する、資料にはヘッダーをつけるなど、「見つけやすいように」工夫する。

【行動特徴②】シャツのすそがズボンからはみでている、襟が出ていない、口の周りにご飯のソースなどがついているなど身支度が整っていない（教育学科、男子学生）。

【合理的配慮】ことさらにあげつらうのではなく、「鏡を見て口の周りを拭いてきて」など、どこをどのように直したらよいか具体的に指示をする。

→整理整頓しやすくするために、配布資料や掲示を分かりやすくするのは、情報のキャッチが苦手な発達障害者に必要な配慮としてイメージしやすい。授業中も、口頭で伝えるだけでなく、「教科書〇ページ」などと黒板にも書いたり、「今ここを読んでいる」と資料を指さすなど視覚的に情報を提示するとより分かりやすいであろう。

3. 感覚過敏

聴覚や視覚の過敏さ、鈍感さを持っている人もいる。その場合、大きな音、高い音、まぶしい照明、チカチカする蛍光灯などに苦痛を感じる。注意して聞くべき音声（講義内容）と、周囲の物音が同じレベルの強さで耳に入ってくるため、そちらに気を取られてしまって集中できないこともある。

【行動特徴①】数百人は入る大教室での授業の際に、授業の音が聞こえないからと一番前に移動した。しかし今度は、後ろからの話し声に圧倒されて耳を塞いでしまった。そして、毎回教員に、教室がうるさくて集中できない旨訴える（看護学科、男子学生・保育学科、女子学生）。

【合理的配慮】講義中はなるべく静粛を保てるようにする。しかし、必ずしもいつもは難しいことを説明する。我慢ができない時は、一言申し出てから教室の外で気持ちを落ち着かせることを許可する。場合によっては、耳栓やノイズキャンセリングイヤホンなどの着用を許可する。

【行動特徴②】スライドや映像を見せる際に、教室の電気をつけたり消したりすることが気になると訴える（保育学科、男子学生）。

【合理的配慮】電気を消すとき、つけるときには「では前の方だけ電気を消します」「書き物をするので電気をつけます」など、ひと声かけて心の準備をさせてから行う。

→大学の教室というのはおそらく彼らにとって刺激が過剰な場所である。一部屋にいる人数が高校までの授業よりも多いし、授業の時間も90分と長い。私語の多い授業もあるであろう。どこまで授業を静粛な状態にコントロールするかは、教員の気持ちや力量だけで出来るものではない。むしろ、「そうしたことは起こり得る、起こった時にどう気持ちを立て直すか」に焦点を当てたほうが良いであろう。

4. 実習

全ての学部学科であるわけではないが、実習があるカリキュラムにおいては、学習の集大成ともいえるため必修科目であるし、とても重要視されている科目である。しかし、実習でつまづく発達障害学生は多い。なぜなら、「先を読んで行動する」「臨機応変な行動をする」ことを苦手としているからである。

【行動特徴①】実技の実習で、本人は出来ているつもりでいるが、周囲からすると「固まっている時間が長い」「コミュニケーションがちぐはぐになっていた」。しかし、本人からすると何が出来ていないのかわからない状態であった。何が出来ていないのかと改めて教員に確認しに行くと「自分で考える」と言われてしまった（看護学科、女子学生）。

【合理的配慮】「なんで手が止まっているの」と出来ていないことを責めるのではなく、「手が止まっていますよ」と気づきを促す。また、出来ていないことは「自分で考える」ではなく、言葉にして具体的に説明する。コミュニケーションの齟齬は、相手の立場や状況などから考えを推察するようなトレーニングが別途必要になってくるかもしれない。

【行動特徴②】周りはいつの間にかペアになっており、実習で組む相手がいないので一人で練習していた（看護学科、女子学生）。

【合理的配慮】ペア分け、グループ分けは、教員が行う。本人が理解できなかったところを手助けしてくれるメンバーを配置するなどナチュラルサポートが得られそうな組み分けにする。

→考えられることとしては、医療や教育、福祉などの、「自分で考えて」実行し評価することのサイクルが重視されるような実習では、言葉にして具体的にやるべきことを伝えるような配慮は「本質変更不可」に当てはまってしまう可能性がある。なぜなら、就職して現場に出た時に、上司や先輩がやるべきことを一つずつ教えてくれる、修正すべき点を一つずつ教えてく

れることはあり得ないからである。例えば、医療職で手技の実習があるとしよう。「先を読んで物品の準備をして欲しい」と指導者が考えても、一般的に実習生は目先のことで精一杯で意図までは考えられないだろう。そこに発達障害の学生は更に注意不足で物品が足りないなどの事態が生じる。指導者は「一から全部言わないとわからないのか」と叱るが、まさにその通りなのである。実習指導では、本人だけでなく指導者も頭を抱えている場面が散見される。

5. 空気が読めない

社会的合図 (social cue) を読み取ることが苦手な場合、話し始める・話し終えるタイミングを文脈から読み取れず、一方的に話してしまったり、あるいは全く話せなくなったりする。グループでの活動で起こりやすい。

【行動特徴①】グループでの学習活動で「いつ話せばいいかタイミングがわからない」と泣き出してしまった。一人ずつ「はい」と手を挙げて順番に話すようにするなど明確なルールがあればいいのにと話す。1対1の会話は大丈夫だが、3人グループになると急に難しくなるのとことであった (心理学科、女子学生)。

【合理的配慮】グループワークの際は、「少数の意見も重視すること」「一人1回は必ず意見をいうこと」など発言しやすいルールを提示しておくとも良いかもしれない。また、適宜巡回巡視を行い、必要に応じて介入する。

【行動特徴②】お昼休みなどグループで過ごすときに、興味がないのでテレビドラマについてなどの日常的な会話をしたくない。興味があることは限定的なことなので他人と共有できない話題である (看護学科、女子学生)。

【合理的配慮】教室以外の居場所があると良いが、一教職員の配慮の範疇を超えるだろう。本人が自分で図書室、保健室などに話を聞いてくれる人がいる、自分なりの居場所を見つけていることもある。

【行動特徴③】グループワークの際に、本人目線で「おちゃらけている」メンバーに対して「ちゃんとやるように」不満をぶつけるなどして、メンバーと協調できずに結局一人で全ての作業をする羽目になる。また、人柄の良さからリーダーを引き受けて、メンバーの進捗管理が負担になりつづれてしまう (心理学科、女子学生)。

【合理的配慮】グループワークでは誰がどこを分担したなど明確化させ、本人が抱え込みすぎないようにする。また、実習での配慮と同様に、本人がナチュラルサポートを受けやすいグループに入れるよう、グループ分けを教員が行うのもよいであろう。

【行動特徴④】特に重要な話があるわけでもないのに、授業の合間で忙しい時間などに教員を捕まえて話し込む (福祉学科、女子学生)。

【合理的配慮】何分になったら移動すると、前もって時間の見通しを伝えておく。

→空気が読めないことは発達障害の典型的な特性である。グループワークでは、この特性の影響が出やすいだろう。同じグループでは関係性が固定化されてしまい、本人が被害感を募らせたり、他のメンバーが負担感を申し出る場合もある。適宜、グループ分けも変更が必要である。

6. ゼミナール

言葉から真意をくみ取ることが難しい人の場合、意見がぶつかることや指摘されたことを否定されたと受け取ってしまうことがある。曖昧な指示では、どのようにすればよいかわからないこともある。

【行動特徴①】自分が発表した内容に質問や意見、指摘がつくと、否定された、非難されたと受け取ってしまう (教育学科、男子学生)。

【合理的配慮】問題点を指摘するだけでなく、対案を示す。責めるような口調で言われることに敏感なので冷静に伝えるようにする。人格を否定するようなことは言わない。

【行動特徴②】「(レポートが)この書き方だとわからない」や、「こうなんじゃないか」という指摘の仕方では、どう修正すべきかわからず腹が立つ。直しても直してもOKが出ないのは、指導教員の説明の仕方が悪いと捉える。(心理学科、男子学生)。

【合理的配慮】「ここはこういうふうに直す」とはっきり言わないとわからない。修正点は具体的に伝える。

7. 協調運動

黒板やホワイトボードの字を見ながら、ノートに手で書き取っていく作業は、同時に2つの行動を行う代表的な協調運動である。板書をうつすのを苦手になっている人は多いが、協調運動の問題なのか、速度の問題なのか、そもそも書字自体が難しいのか原因は様々である。

【行動特徴①】板書(スライド)をうつすのに時間がかかる。画面を切り替えようとするたびに「速すぎる」と訴え (臨床検査学科、男子学生)。

【合理的配慮】本人が書き終わるのを待っていると授業の進度に影響が出てくるようであれば資料を渡してしまうのも良いだろう。しかし、これは「書いて覚える」などの教育目標と合致していない可能性もあり、本質変更不可の要件に当てはまると考えられるかもし

れない。授業の進度との兼ね合いであろう。

【行動特徴②】提出物の字が筆圧が強すぎる、または弱すぎる、どんどん行が傾いてくるなどで読みづらい。書類をはみ出ないように整えてからホチキスをするができない。

【合理的配慮】読みづらいということは本人も書くのに苦労しているということでもある。パソコンの使用を認めるなどの工夫が考えられる。リアクションペーパーの類は罫線が引いてあるものが書きやすい。レポートなどの提出物は見本を作って見せると良いかもしれない。

8. 急な予定変更などによるパニック

見通しが立っていることに対しては安心して取り組めるが、急に予定が変更されると慌ててしまったり、パニックを起こしてしまう人がいる。一度パニックを起こすと落ち着くまでに時間を要する。

【行動特徴】朝、乗るべき電車に乗れなかったとパニックを起こした。この後の予定が全部狂ってしまうと泣き出す（看護学科、女子学生）。

【合理的配慮】学校外で起こったことには配慮の仕様ががないが、パニックになった時に一息つくためにトイレに行くなどの行動を許可することは可能だろう。

9. 傾眠

聴覚的な理解を苦手になっている場合、講義に集中し続けることが難しく眠ってしまう。意欲が低いわけではない。また、睡眠リズムが崩れている場合にも眠くなりやすい。

【行動特徴】元来真面目なので起きていたいが、興味のない内容、単調な講義、逆に私語が多いなど刺激が多すぎる授業だと毎回どこに座っていても寝てしまう（保育学科、女子学生）。

【合理的配慮】気分転換のために水分をとるなどの行動を許可するなどがあげられるかもしれない。

III 考察

1. 実習での合理的配慮と本質変更不可のバランス

実習指導は配慮という点で考えると難しい領域である。実際、筆者は実習がある学科の教員たちから発達障害学生の対応に苦慮している旨聞くことが多い。実習の科目が合格しない理由に本人が納得できず、学校とトラブルになるケースもあると聞く。そうはいつても、これら実習が必要とされる資格や免許について、現状では発達障害が「欠格条項」とされていないことを考えると、何とか単位が取れる方向で調整をしていく必要があるだろう。

発達障害者への学校や職場での配慮として代表的なものが「曖昧な指示が苦手なので、一つずつ具体的に伝える」である。しかし、指示を一つずつ具体的に伝えることは、「本人に考えさせる」実習では答えを言ってしまっていることに他ならない。これはつまり、実習という学習スタイルの本質が変更されてしまうということになる。実習科目のある学部学科の教員は、「合理的」配慮と本質変更不可とのバランスをとって、実現可能な配慮はどういったものがあるか模索していくことになるだろう。

2. 発達障害への配慮とユニバーサルデザイン

大学教員は高校までの教員と異なり、教えることに免許が必要とされていない。研究をすることは得意だが、「わかりやすい」授業をすることは苦手という教員もいるのではないかと思われる。教えることに特化していない教員の講義は、今話しているところはどのどの部分なのか分からない、板書などしない場合は、どこが大事なのか分からずノートをとればいいのか分からない、90分ただ講義を聞き続けるといったスタイルでメリハリが少ないといったこともあるだろう。2 であげた合理的配慮の多くは、より具体的であったり、ルールが明確化されていたり、視覚化することで見つけやすいものになったりと、他のどの学生にとってもわかりやすい、取り組みやすい授業になるだろう。いわゆるユニバーサルな環境作りに貢献する可能性がある。つまり、発達障害の学生が取り組みやすい内容の授業は、誰にとってもわかりやすいものであるということである。

3. これからの展望

例えば、大学に視覚障害の学生がいるとすると、入学時から当該学生の情報を集約し、その学期に履修する科目を担当するすべての教員に必要な配慮をする旨の伝達がある。これは本人が障害への自覚があり、配慮を具体的に把握して申し出ているからである。しかし、障害の自覚がない発達障害の学生の場合、こういった手順を踏むことなく、本人が都度、教員にニーズ（困り感）だけ伝えるため、情報の集約までいかないことが多いはずである。その場合、どの程度ニーズに対応していくかは、個々の教員の考え次第というのが現状だろう。当然、発達障害の対応をしていない教員もいるだろうし、必要な配慮も受けられないかもしれない。

しかし、文部科学省の2012年の調査⁵⁾によれば、通常学級における発達障害の可能性のある児童が在籍している割合は、小学校で約6.5%と示されている。同時に、日本では現在大学のいくつかは定員割れを起

こしており、大学全入時代を迎えている。つまり、将来的には大学教員も発達障害の学生に対応していくことが、今まで以上に求められるようになるだろう。大学でも、小学校などの特別支援教育と同様に「気になる学生」の情報を共有して集約していく仕組み作りが有効ではないかと思われる。また、どのような支援が有効なのか、どこまで支援をしていくのかなどノウハウを積み重ねていくのが良いのではないだろうか。

文献

- 1) 内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案 内閣府 Retrieved from http://www8.cao.go.jp/shougai/kaisyouhouan-anbun_h.html (2017年11月16日)
- 2) 古井克憲 特別支援教育や障害者福祉における知的障害及び発達障害のある人のニーズに基づいた配慮 若山大学教職大学院紀要：学校教育実践研究1, 55 - 62, (2017年)
- 3) 日本学生支援機構 平成26年度(2014年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 日本学生支援機構 Retrieved from www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2015/11/09/2014hokoku.pdf (2017年11月16日)
- 4) 西村優紀美 発達障害学生に対する支援体制の構築 学園の臨床研究(富山大学保健管理センター), 16, 15-20, (2017年)
- 5) 文部科学省 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について 文部科学省 Retrieved from www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (2017年11月16日)

A study of Reasonable Accommodation for Students with Developmental Disorders in Classroom

Akiko KURITA *

* Department of Living Science, Teikyo Junior College

Abstract

This paper discusses the types of assistance for university students with developmental disorders, which can be considered “reasonable accommodation,” especially in classroom settings. Developmental impairments often become apparent in university or graduate school settings. This could be due to several reasons: university students are faced with more individual responsibility compared with previous environments, and their university coursework includes seminars, practical exercises, and other learning content that people with developmental disorders may find difficult. The paper also discusses what constitutes reasonable accommodation in the classroom following the enactment of the Law to Eliminate Discrimination against People with Disabilities.

Keywords : Developmental disorders, Reasonable Accommodation

